



川監委第15014号

令和7年3月28日

川越市長 森田初恵様
川越市議会議長 中原秀文様

川越市監査委員 中 沢 雅 生
同 石 川 隆 二
同 桐 野 忠
同 高 橋 剛

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び同条第2項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

市民部

地域づくり推進課、広聴課、防犯・交通安全課、男女共同参画課、市民課、
斎場

環境部

環境政策課、環境対策課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、収集管理課、
環境施設課

第3 監査の期間

令和6年10月23日から令和7年3月28日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和6年度(4月から10月まで)の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した(必要に応じて、上記以外の期間についても対象とした。)

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

・使用料、雑入(その他雑入)を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

・委託契約(随意契約)等を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行 ④関係帳票等

4 補助金の交付事務について

・4件以上該当する部署については、3件を抽出した。なお、必要に応じて、抽出件数を増やした。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

- 5 旅費の支出事務について
着眼点 ①目的及び履行 ②旅行命令書との整合
- 6 備品管理について
・備品出納簿より3件を抽出した。
着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況
- 7 情報管理について
着眼点 ①管理状況
- 8 内部統制について
着眼点 ①統制環境 ②リスクへの対応 ③体制整備

第5 監査を執行した監査委員
中沢雅生、石川隆二、桐野忠、高橋剛

第6 監査の結果
監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

【市民部】

〔要 望〕

1 補助金の交付事務について

川越市提案型協働事業補助金、川越市自治会連合会事業補助金及び川越市地域会議補助金の各交付要綱について、補助金に関するガイドラインにおいて補助対象に関し明確に規定することが必要とされているところ、補助対象経費に市長の裁量により補助の対象とし得るものが含まれていた。

今後は、補助金に関するガイドラインに基づき、公益性、公平性、有効性などの観点から、そのあり方に関し常に見直しを行い、適正な事務の執行が図られるよう要望する。

(地域づくり推進課)

【環境部】

〔要 望〕

1 補助金の交付事務について

環境政策課所管の川越市環境保全活動事業費補助金及びかわごえ環境ネット補助金並びに環境対策課所管の川越市不老川浄化活動事業補助金及び川越市河川浄化活動事業補助金について、補助金に関するガイドラインに

において事業費補助が補助金の制度設計上推奨されているところ、実質的に運営費補助の性質を有するものであった。

運営費補助は、公益性が高い事業を実施する団体等の運営を支援するものであって、必ずしも否定されるものではないが、事業費補助と比較し対象経費や効果が不明瞭であるとの指摘がなされ得ることを自覚した上で、今後は、補助金に関するガイドラインに基づき、公益性、公平性、有効性などの観点から、そのあり方に関し常に見直しを行い、適正な事務の執行が図られるよう要望する。

(環境政策課・環境対策課)

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要 望： 何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としている。